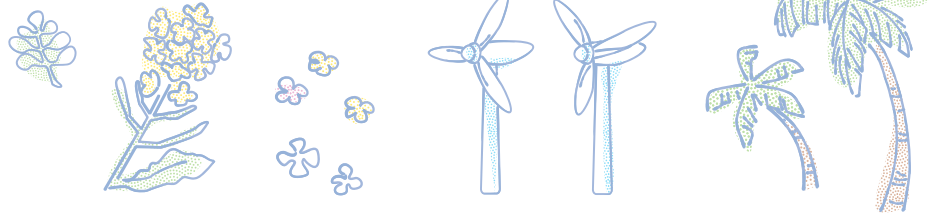


たはら



01 今後3年間の重点事業の方向性「第16期実施計画」

実施計画は、田原市総合計画に定めた施策の推進のために、中期的な財政の見通しに基づき、向こう3年間の重点事業の方向性を整理したものです。財政状況や事業の進捗しんちよくに伴い、毎年度見直しを行っています。

財政の見通し

【歳入】 市税収入は、令和4年度には法人市民税などの影響により増加し、令和5年度以降は徐々に減少傾向となる見込みです。市債は、公共施設適正化推進などを図るための大型事業に対して地方債を有効活用します。

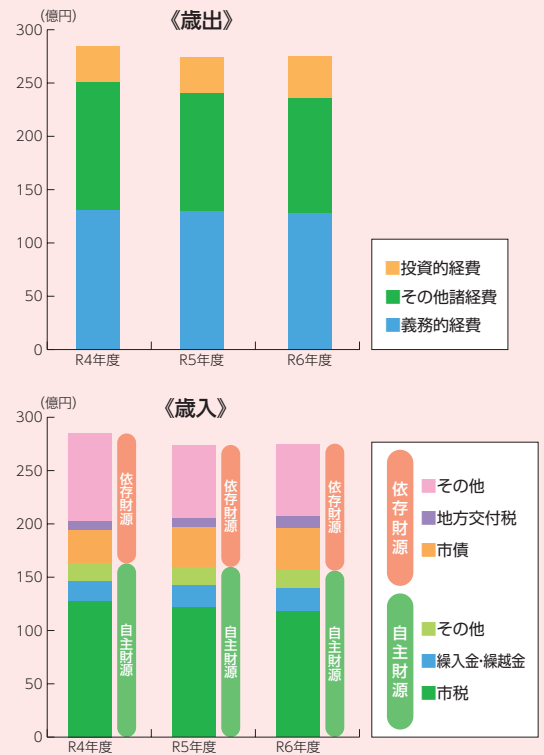
【歳出】 投資的経費は、公共施設適正化などを推進することで更新費などの抑制を図りますが、将来を見据えて適正な規模を確保します。

重点的に取り組む分野

- 地域の特色を活かした産業の振興
- 定住・移住、関係・交流人口の拡大
- 妊娠・出産、子育て環境の充実
- 福祉・医療の充実
- 教育環境の充実
- 安心・安全で快適なまちづくり
- 持続可能なまちづくり

▶ 企画課 ☎23-3507

令和4～6年度 中期財政計画(一般会計当初予算)



02 市街地への定住誘導を図るため、民間宅地開発奨励金制度が始まりました!

本市では、令和2年3月に田原市立地適正化計画を策定し、市街化区域内に居住誘導区域を設定しています。この居住誘導区域内で、未利用地の活用を行い、民間事業者による宅地開発などを支援し、市街地への居住を誘導します。

奨励金対象者	奨励金	加算	対象要件
①自分の土地を提供する人 (宅地建物取引業者を除く)	土地売買価格の5% (上限200万円)	赤羽根・福江市街地は、上限に20万円加算	<ul style="list-style-type: none"> ・田原市立地適正化計画の居住誘導区域内 ・事業区域1,000㎡以上 ・戸建て住宅用地3区画以上分譲 ・1区画あたりの敷地面積160㎡以上 など
②土地の開発を行う事業者(宅地建物取引業者) ※発注する開発工事の元請けが市内業者であること	宅地開発事業に伴う道路、上・下水道の整備費 (上限1,000万円)	—	



※詳しくは、市HPまたはお問い合わせください

▶ 街づくり推進課 ☎23-3535



▲市HP